二　前号に規定する労働組合がないとき　イ又はロに掲げる同意
イ　当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである四分の三以上を代表する者の同意
ロ　当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである四分の三以上の同意

7　前項の申出があったときは、当該特定四分の三未満短時間労働者（加入者の資格を有する者に限る。）は、当該申出が受理された日の翌日に、加入者の資格を喪失する。

8　この条において特定学校法人等とは、学校法人等であって、当該学校法人等に使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものである特定労働者（七十歳未満の者のうち、私立学校教職員共済法第十四条第一項各号のいずれにも該当しないものであって、特定四分の三未満短時間労働者以外のものをいう。）の総数が常時五百人を超えるものをいう。

附　則

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

文部科学大臣　松野　博一
内閣総理大臣　安倍　晋三

森林法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十二月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百九十六号

森林法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、森林法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十四号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条　森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第三号を次のように改める。

三　国立研究開発法人森林研究・整備機構

第二条の二第六号中「第九条第二号」を「第十条第二号」に改める。

第二条の四中「の規定に基づき同項に規定する事業」を「に規定する森林経営事業」に改める。

第十条を次のように改める。

（台帳情報の提供）

第十条　市町村は、農林水産省令で定めるところにより、一筆の森林の土地ごとに、次に掲げる者の求めに応じ、これらの者に対し、当該森林の土地について林地台帳に記載された事項を提供することができる。

一　当該森林の土地の所有者、当該森林の森林所有者又は当該森林所有者から森林の施業若しくは経営の委託を受けた者

二　当該森林の土地に隣接する森林の土地の所有者、当該森林の森林所有者又は当該森林所有者から森林の施業若しくは経営の委託を受けた者

三　当該森林の土地の所在地の属する都道府県の区域内の森林を対象とする森林経営計画に係る法第十一条第五項の認定を受けた森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者

四　農林水産大臣又は当該森林の土地の所在地を管轄する都道府県知事

（森林組合法施行令の一部改正）

第二条　森林組合法施行令（昭和五十三年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条を第十六条とし、第十一条から第十四条までを一条ずつ繰り下げる。

第十条の次に次の一条を加える。

（株式等の割当てを受けることができない者）

第十一条　法第百条の五第一項の政令で定める者は、法第百条第一項において準用する法第三十六条第一項の規定により組織変更（法第百条の三第一項に規定する組織変更をいう。次項において同じ。）前の生産森林組合から脱退することとなる組合員とする。

2　前項の組合員は、法第百条第一項において準用する法第三十六条第一項の規定にかかわらず、組織変更の日に脱退する。この場合において、法第百条第一項において準用する法第三十八条第二項の規定の適用については、同項中「脱退した事業年度末」とあるのは、「第百条の三第一項に規定する組織変更の日」とする。

3　前二項の規定は、法第百条の十八及び第百条の二十四において準用する法第百条の五第一項の政令で定める者について準用する。この場合において、前二項中「第百条の三第一項」とあるのは、法第百条の十八において準用する場合にあつては「第百条の十五第一項」と、法第百条の二十四において準用する場合にあつては「第百条の二十第一項」と読み替えるものとする。

（組合等登記令の一部改正）

第三条　組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第六項第四号中「含む」の下に「。第十四項第三号において同じ」を加え、同条第九項中「第二十五条」を「前条」に改め、同条中第十三項を第二十一項とし、第十二項を第二十項とし、第十一項を第十九項とし、第十項の次に次の八項を加える。

11　生産森林組合が森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第百条の三第一項又は第百条の十五第一項に規定する組織変更（以下この項において「組織変更」という。）をしたときは、同法第百条の九第一項又は第百条の十七第一項に規定する効力発生日から、その主たる事務所又は本店の所在地においては二週間以内に、その従たる事務所又は支店の所在地においては三週間以内に、組織変更前の生産森林組合については解散の登記をし、組織変更後の株式会社又は合同会社については設立の登記をしなければならない。

12　生産森林組合が森林組合法第百条の二十第一項に規定する組織変更（以下この項、第十六項及び第十七項において「組織変更」という。）をしたときは、同法第百条の二十三第一項に規定する効力発生日から、その主たる事務所の所在地においては二週間以内に、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に、組織変更前の生産森林組合について解散の登記をしなければならない。

13　商業登記法第七十六条及び第七十八条の規定は第十一項の登記について、第十四条第二項及び第三項の規定は生産森林組合の前二項に規定する組織変更の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について、それぞれ準用する。

14　森林組合法第百条の三第一項に規定する組織変更（以下この項において「組織変更」という。）後の株式会社についてする第十一項の登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条及び第四十六条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならない。

一　第六項第一号、第二号及び第六号に掲げる書面

二　生産森林組合の総会の議事録

三　組織変更後の株式会社の取締役（組織変更後の株式会社が監査役設置会社である場合にあつては取締役及び監査役、組織変更後の株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役）が就任を承諾したことを証する書面

四　組織変更後の株式会社の会計参与又は会計監査人を定めたときは、商業登記法第五十四条第二項各号に掲げる書面